21‖　令別表第七の四の項の下欄のハの環境省令・経済産業省令で定めるガスは、次の各号に掲げるガスとし、同欄のハの環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げるガスの区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。
一　高炉ガス　〇・三一三
二　転炉ガス　一・一六

22‖　令別表第七の五の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める単位及び環境省令・経済産業省令で定める係数は、それぞれ別表第三の二の第二欄に掲げる製品の区分に応じ同表の第三欄及び第四欄に定めるものとする。

23‖　令別表第七の五の項の下欄のロの環境省令・経済産業省令で定める係数は、二・三五とする。

24‖　令別表第七の七の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める鉱物は、ドロマイトとし、同欄のイの環境省令・経済産業省令で定める係数は、〇・四八とする。

25‖　令別表第七の七の項の下欄のロの環境省令・経済産業省令で定める炭酸塩は、炭酸カルシウムとし、同欄のロの環境省令・経済産業省令で定める係数は、〇・四四とする。

26‖　令別表第七の七の項の下欄のハの環境省令・経済産業省令で定める係数は、〇・七三とする。

27‖　令別表第七の八の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める廃棄物は、次の各号に掲げる廃棄物とし、同欄の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる廃棄物の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。
一　廃油（植物性のもの及び動物性のもの並びに特定有害産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）第二条の四第五号に規定する特定有害産業廃棄物をいう。以下同じ。）であるものを除く。）　二・九三

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

12‖　令別表第七の六の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める廃棄物は、第十四項各号に掲げる廃棄物とする。

二　廃油（特定有害産業廃棄物であるものに限る。）　一・〇二
三　合成繊維　二・三一
四　廃タイヤ　一・六四
五　前二号に掲げる廃プラスチック類以外の廃プラスチック類（産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。以下同じ。）であるものに限る。）　二・五六
六　ポリエチレンテレフタレート製の容器　二・二七
七　廃プラスチック類（前四号に掲げるものを除く。）　二・七六
八　紙くず　〇・一四四
九　紙おむつ　一・二二

（削る）

（削る）

13‖　令別表第七の六の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める製品の製造の用途は、次の各号に掲げる製品の製造の用途とする。
一　廃ゴムタイヤに含まれる鉄を製品の原材料として使用する用途
二　廃プラスチック類を高炉において鉄鉱石を還元するために使用する用途
三　廃プラスチック類をコークス炉において自らの使用に係るコークス又は炭化水素油を製造するために使用する用途

14‖　令別表第七の六の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる廃棄物の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。
一　廃油（植物性のもの及び動物性のものを除く。）　二・九二
二　合成繊維　二・二九
三　廃ゴムタイヤ　一・七二
四　前二号に掲げる廃プラスチック類以外の廃プラスチック類（産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。以下同じ。）であるものに限る。）　二・五五